

社会福祉法人萌寿会防災管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 社会福祉法人萌寿会が運営する施設における防災に関し必要な事項は、消防法及びその他の法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、施設における火災、地震及びその他の災害(以下「災害」という。)を予防し、人命を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減及び復旧を図ることを目的とする。

(施設長等の責務)

第3条 施設長は、職員及び施設利用者等の生命・身体の安全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 施設の職員、施設利用者等及びその他許可を得て施設を利用する者は、この規程の定めるところにより、協力して事態に対処しなければならない。

第2章 組織及び業務等

(防災の統括等)

第4条 施設長は、防災に関し統括する。

2 職員は、施設長を補佐し、防災に関し総括する。

3 職員は、防災に関する事務を処理する。

(防災対策委員会)

第5条 施設に、防災対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、防災対策に関する重要事項を審議する。

3 委員会の組織は、別紙1のとおり定める。

4 委員会に委員長を置き、施設長をもって充てる。

5 委員長は、年に2回の定例会の他、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

6 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、防災対策に関し以下の事項を審議する。

- (1) 防災計画に関する事項
- (2) 防災諸規程に関する事項
- (3) 防災設備の設置及び充実にに関する事項
- (4) 防災教育及び防災訓練に関する事項
- (5) その他防災に関する事項

(防火管理者)

第7条 施設に、消防法第8条に定める防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、施設長が指名する。
- 3 防火管理組織は、別紙2のとおり定める。
- 4 防火管理者は、職員及び利用者等に対し、この規程に定める事項の周知徹底を図るとともに次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 消火、通報及び避難の訓練の実施
 - (2) 消防用設備等の点検検査及び維持管理
 - (3) 火気の使用及び取扱いに関する指導、監督
 - (4) 建物、設備の管理
 - (5) 災害予防に関する教育
 - (6) その他防災上必要な事項
- 5 防火管理者は、消防機関等と連絡を密にして業務を行わなければならない。

(火元責任者)

第8条 日常における災害予防を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を置く。

- 1 火元責任者は、これを各施設に置く。
- 2 火元責任者は、施設長が指名する。
- 3 火元責任者は、防火管理者の指導のもとに、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 火気、電気、ガス等の点検
 - (2) 引火、発火等の危険のある設備、薬品等の点検
 - (3) 地震等における倒壊等のおそれのある器具、薬品、危険物等の安全確認
 - (4) その他日常における火気の取締り

(自衛消防組織)

第9条 災害発生時における被害を最小限度にとどめるため、施設長を最高責任者として、自衛消防組織を編成する。

- 2 自衛消防組織は別紙3に定める。
- 3 自衛消防組織は、勤務時間外にあっても編成し、任務に就くものとする。

第3章防災教育及び防災訓練

(防災教育等の実施)

第10条 防火管理者は、職員及び施設利用者等に対し防災に関する必要な知識の醸成及び技術の向上を図るため、火元責任者ととも防災教育及び防災訓練を実施するものとする。

(防災教育)

第11条 防火管理者は、次に掲げる事項について、防災教育を年1回以上行うものとする。

- (1) 防災に関する事項

(火災予防等の遵守事項)

第15条 職員等は、火災予防等のため、次に掲げる事項を遵守するとともに、防火管理者、火元責任者(以下「火元責任者等」という。)等が行う防災上の指示に従わなければならない。

- (1) 火気を使用する場合は、常に周囲を整理・整頓し、火気使用中は当該場所を離れないこと。
- (2) 火気使用後は、熱源を完全に遮断し、安全を確認すること。
- (3) 消火器等の所在及び操作方法を熟知しておくとともに、付近に支障となる物を置かないこと。
- (4) 廊下等の避難通路の付近に障害物を置かないこと。
- (5) 退室に当たっては、必ず火気の点検を行い、安全を確認のうえ退室すること。
- (6) 火気の不始末を発見したときは、臨機に適切な措置をとるとともに、火元責任者等に報告すること。
- (7) 喫煙場所以外では喫煙をしないこと。
- (8) 防災上行う巡視、点検検査及び調査等に協力すること。

(危険物の取扱い)

第16条 危険物を取り扱う者は、前条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物の保管に当たっては、盗難防止及び転倒防止の措置をとること。
- (2) 危険物の性質により、保管室内の温度、湿度、遮光及び換気等に留意すること。
- (3) 引火性の危険物の保管場所においては、火気の手扱いに十分留意すること。

(緊急の連絡方法等)

第17条 施設長は、勤務時間外における災害の発生に備え、関係者への緊急の連絡方法及び連絡順序(以下「緊急連絡網」という。)をあらかじめ定めておくものとする。

2 緊急連絡網は、法人の定める職員等関係者緊急連絡網に基づく。

(火災発見者の措置)

第18条 火災を発見した者は、その状況に応じ、初期消火等に努めるとともに、事務所又は消防機関に通報しなければならない。

(警戒等の措置)

第19条 火元責任者等は、常に火災防止等に留意し、異常乾燥、強風その他火災が発生しやすい状態にあるときは、特に警戒に努めなければならない。

2 火元責任者等は、火災発生等の通報を受けたときは、消防機関に通報するとともに、緊急連絡網により、関係者に連絡しなければならない。

(施設の新築等)

第20条 職員は、消防法に定める防火対象物(仮設物を含む。)の新築、増改築、模様替等及び危険物の搬出入を行うときは、必要に応じ、防火管理者に連絡しなければならない。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第21条 施設長は、火災警報の発令、火災発生の危険又は人命に危険が切迫していると認めるときなどは、構内全般に伝達するとともに、火気使用等の中止又は危険な場所への立入禁止等の措置をとらなければならない。

(地震等の防災措置)

第22条 火元責任者は、地震等の災害を予防するため、第13条に定める点検検査に合わせて、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 火気のある設備及び器具の転倒、落下の防止
- (2) 薬品等の転倒、落下の防止及び浸水等による発火の防止
- (3) 重油タンク、ボイラー室等における安全確認

(常備品)

第23条 防火管理者は、災害時に備え、次に掲げる物品を常備するものとする。

- (1) 懐中電灯
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 携帯用拡声器
- (4) その他必要な物品

(地震等後の安全措置)

第24条 火元責任者は、地震等が発生したときは、直ちに火気のある設備及び器具並びに危険物の点検検査を行い、異常の有無を防火管理者に報告しなければならない。

2 防火管理者は、前項の報告に基づき、異常のあった設備及び器具等の応急措置を行い、安全を確認した上で使用させなければならない。

第5章大規模地震等の対策

(大規模地震等における対応)

第25条 施設長は、地域全体にわたる大規模地震等(災害対策基本法第2条に定める災害をいう。)が発生するおそれがある場合若しくは災害が発生した場合又は大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合は、第9条に定める自衛消防組織の総指揮に当たる。

(緊急被害防止措置)

第26条 職員及び施設利用者等は、大規模地震等が発生するおそれがある場合又は警戒宣言が発せられた場合は、被害を防止するため、次に掲げる措置を直ちに行うものとする。

- (1) 火気使用の停止
- (2) 消火器具等の確認
- (3) 機器等の転倒、落下防止
- (4) 窓ガラス等の落下、飛散防止
- (5) 非常持ち出し品の確認
- (6) その他の被害防止対策

第6章 応急対策

(情報収集等)

第27条 職員は、災害に関し、迅速に情報を収集するとともに、人命、土地、建物、設備等の被害状況を速やかに調査し、災害に対してとった措置を施設長に報告するものとする。

(避難等)

第28条 施設長は、災害発生時において職員、施設利用者等の生命・身体に重大な危険が及ぶと予想される場合は、これらの全部又は一部の者を避難させるものとする。

(安否の確認)

第29条 職員は、施設利用者等の安否の確認を、電話等の手段を講じて速やかに行うものとする。

2 職員は、前項の確認状況を速やかに施設長に報告するものとする。

(災害対策業務遂行要員の確保)

第30条 職員は、職務遂行可能な者の把握に務め、災害対策業務を遂行する要員の確保に努めるものとする。

(応急措置)

第31条 職員は、災害による行方不明者の発見に努めるとともに、負傷者の救護に必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を講ずるものとする。

3 職員は、前2項の措置を講ずる場合においては、二次災害の防止に注意を払うものとする。

(保健衛生)

第32条 職員は、施設利用者等のための保健衛生等に関し最善の措置を講ずるものとする。

(ライフラインの確保)

第33条 施設長は、災害が発生した場合は、電気、ガス、水道その他ライフラインの確保に努めるものとし、被害が生じた場合は、その早期復旧に努めるものとする。

第7章 災害復旧

(災害復旧)

第34条 施設長は、社会福祉事業を速やかに回復させるため、次に掲げる事項について努めるものとする。

- (1) 施設利用者等に対する生活環境の整備
- (2) 職員に対する勤務環境の整備
- (3) 土地、施設及び設備の復旧
- (4) 備品等の調達及び修繕

(5) その他災害復旧に必要な事項

(二次災害の防止)

第35条 職員は、災害復旧に当たっては、建物等の倒壊のおそれのある危険区域の発見と、その状況に応じて立入禁止等の必要措置を講じるとともに、二次災害の防止に努めるものとする。

第8章 雑則

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 防火管理規程（昭和57年4月1日施行）及び地震防災対策規程（平成16年11月1日施行）は廃止する。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別紙 1（第 5 条関係）

防災対策委員会

（目的）

第 1 条 防火管理規程第 5 条に基づき、防災対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織・構成）

第 2 条 委員会は次表に掲げる委員をもって構成する。

役 名	職 名
委員長	施設長
防火管理者	介護支援専門員
防災対策委員	特別養護老人ホーム萌寿園生活支援課総括補佐
同 上	特別養護老人ホーム萌寿園生活支援課長補佐（管理担当）
同 上	同上（介護担当）
同 上	地域密着型特別養護老人ホーム萌寿園事業所長
同 上	デイサービスセンター萌寿園事業所長
同 上	居宅支援事業所萌寿園事業所長
同 上	グループホーム萌寿園事業所長
同 上	特別養護老人ホーム萌寿園栄養室長
同 上	特別養護老人ホーム萌寿園調理室長
同 上	総務課主任（事務担当）

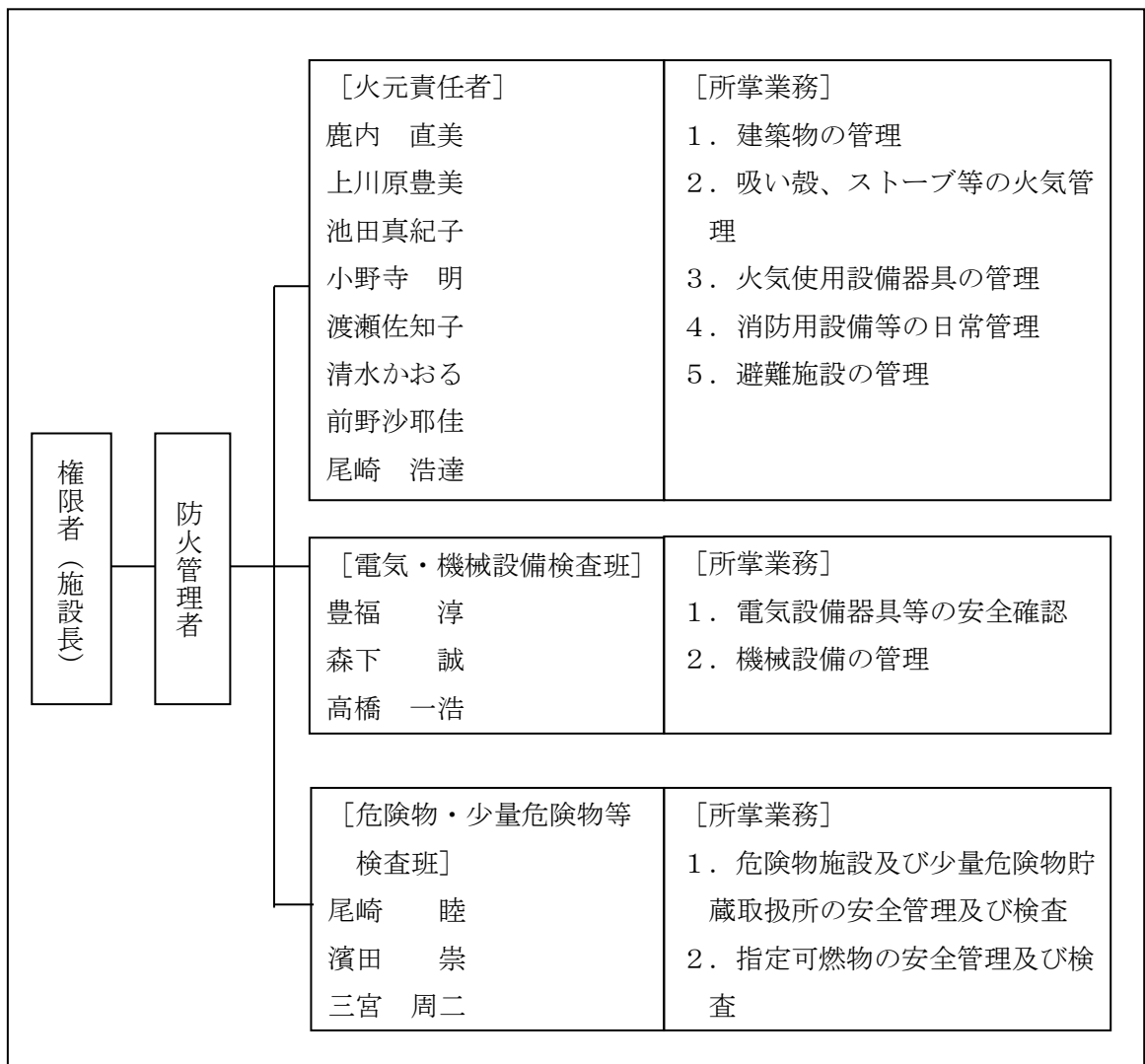
防火管理組織

(目的)

第 1 条 防災管理規程第 7 条及び 8 条に基づき、下記のとおり防火管理組織を設置する。

(組織・構成)

第 2 条 組織は下図の通り編成する。



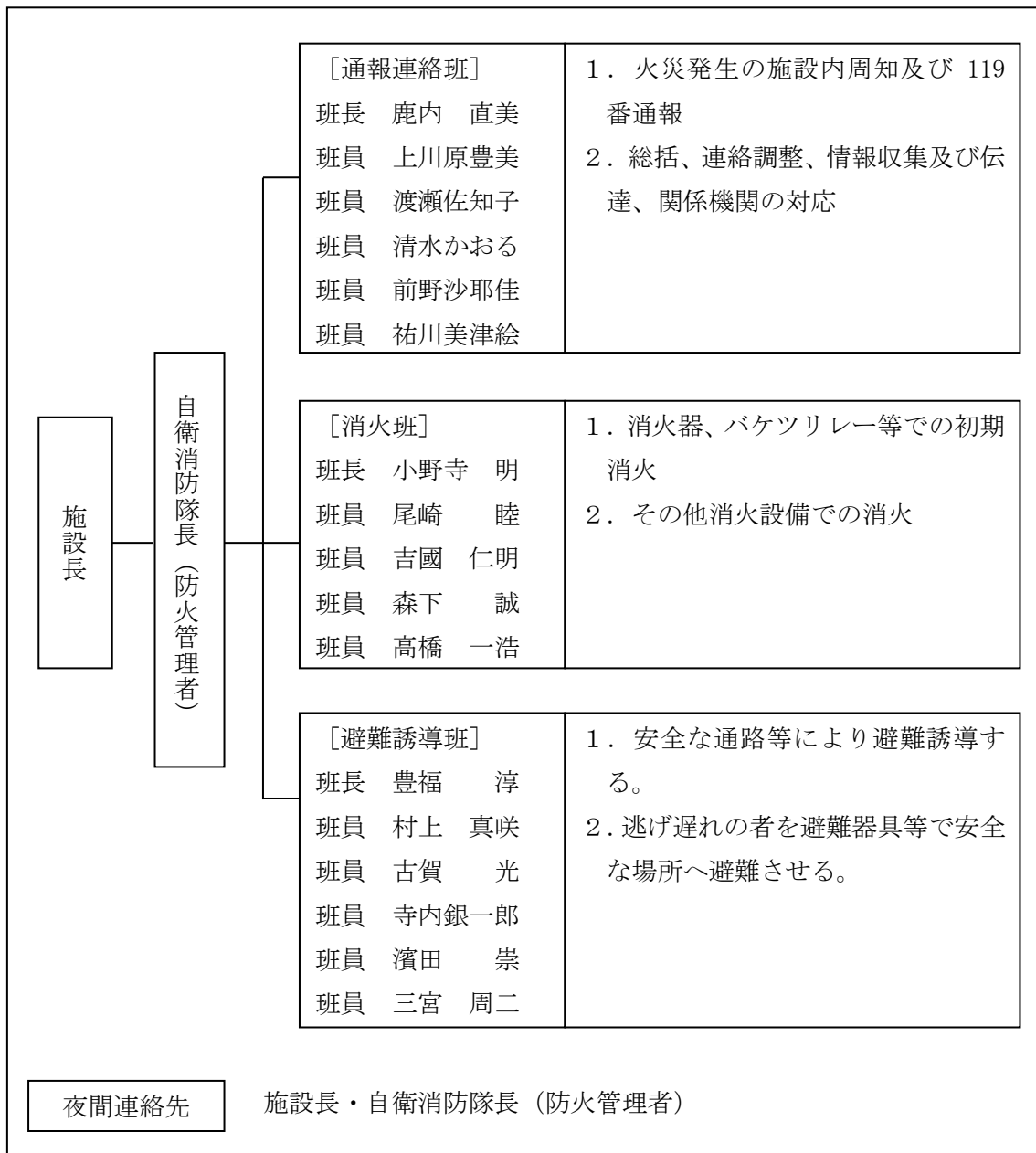
自衛消防組織

（目的）

第1条 防災管理規程第9条に基づき、下記のとおり自衛消防組織を編成する。

（組織・構成）

第2条 組織は下図の通り編成する。



別表4（第10条～第13条関係）

点検基準

1. 消防用設備等の点検

区 分	防火管理者によるもの	有資格者によるもの	備 考
	検査内容	検査内容	
自動火災報知設備	外観及び機能点検 (4月)	外観点検 (2月)	() 内書は実施月
消火器	外観及び機能点検 (4月)	外観点検 (2月)	
誘導灯	外観及び機能点検 (4月)	外観点検 (2月)	
消防機関に通報する 火災報知設備	外観及び機能点検 (4月)	外観点検 (2月)	
スプリンクラー	外観及び機能点検 (4月)	外観点検 (2月)	

2. 建物等の自主点検

区 分	検査月	備 考
建築物等	2月・8月	
火気使用設備器具	2月・8月	
機械、電気設備等	2月・8月	
危険物施設	2月・8月	
少量危険物貯蔵取扱所	2月・8月	

3. 教育訓練

計画事項	実施回数	備 考
消火・避難訓練	年2回以上	
通報訓練	年2回以上	
総合訓練	年2回以上	